

個人ばく露測定に係る法令改正等の経過

個人ばく露測定の測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、必要な講習を受講した作業環境測定士などが作業環境測定基準に従って行うこととする安衛法等一部改正法が令和8年10月1日より施行されます。

そこで、個人ばく露測定について、令和5年度の「化学物質管理に係る専門家検討会（中間取りまとめ）」以降の法令改正等の経過をまとめました。

関西労働衛生技術センター 編集部

令和5年11月21日 令和5年度の「化学物質管理に係る専門家検討会（中間取りまとめ）」

個人ばく露測定については、測定実施者の限定がなく、測定結果の精度を担保する仕組みもなかったことから、令和5年度の「化学物質管理に係る専門家検討会（中間取りまとめ）」において、測定結果の精度担保の仕組みや具体的な資格者の要件について一定の結論が取りまとめられた。

「規則を改正することで、資格者に個人ばく露測定を行わせることを事業者に義務付けるべきである。」との方向性が示された。

令和6年3月18日 有機溶剤中毒予防規則等の改正省令（令和6年改正省令）

上記の中間取りまとめを受けて、令和6年3月18日に有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則及び粉じん障害防止規則（以下「有機則等」という。）の改正省令が公布され、環境改善が困難な第三管理区分作業場及び金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場（以下「第三管理区分作業場等」という。）における個人ばく露測定（以下「第三管理区分作業場等測定」という。）については、測定の手法や評価基準が定められるとともに、作業環境測定士等による測定が義務付けられた。（有機則第28条の3の4第1項第1号及び2号関係。鉛則、特化則及び粉じん則について同様の改正）

また、個人ばく露測定講習規程（令和6年厚生労働省告示第93号）が制定され、個人ばく露測定を実施するための講習を実施する「登録個人ばく露測定講習機関」の登録基準、講習科目の範囲及び時間等が規定された。（登録省令第1章の7関係）

他方、「リスクアセスメント指針」及び「技術上の指針（指針公示24号）」に基づき行う個人ばく露測定についてはその方法及び測定実施者の要件は定められていない。

令和6年4月4日 有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（施行通達 基発0404第2号）発出

令和7年1月17日 労働政策審議会が「今後の労働安全衛生対策について」を建議

労働政策審議会が「今後の労働安全衛生対策について」を建議した。

建議では、個人ばく露測定に関して、

「個人ばく露測定について、作業環境測定と同様に測定の精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者により実施しなければならないこととすることが適当である。この有資格者の要件は、個人ばく露測定に関する追加講習を修了した作業環境測定士等とすることが適当である。」

とされた。

この建議を受けて労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）と作業環境測定法（以下「作環法」という。）を改正することを含めた所要の措置を講じることになった。

令和7年5月14日 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が成立、公布

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が第217回国会で成立し、公布された。この改正により、作業環境測定に関しては、

- (1) 作環法において個人ばく露測定が定義され、併せて安衛法における作業環境測定の定義も改正され、個人ばく露測定が作業環境測定の一つとして位置付けられた。(作環法第2条第3号及び安衛法第2条第4号関係)
- (2) 健康障害の防止のための措置等に当たって行う作業環境測定について規定する安衛法第65条の3が新設された。これらの場合における作業環境測定は、作業環境測定基準に従って行うこととされた。(安衛法第65条の3関係)
- (3) 作環法第2条第4号において、指定作業場に安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものが追加されることとされた。(作環法第2条第4号関係)
- (4) 安衛法第65条の3第1項では、同法第22条の措置を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるときは、作業環境測定を行わなければならないこととされ、第2項では、同法第65条の2第1項の措置を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるときは、作業環境測定を行わなければならないこととされた。
さらに同条第3項では、同法第57条の3第1項の調査を行うに当たり、必要に応じて作業環境測定を行うものとされた。

令和8年5月18日 政令案要綱、労働政策審議会が答申

指定作業場に、以下の(1)から(3)までに掲げる作業場を追加する政令案要綱を「妥当」とすることを労働政策審議会が答申した。(作環令第1条関係)

- (1) 労働安全衛生法第65条の3第1項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場であって厚生労働省令で定めるもの
- (2) 労働安全衛生法第65条の3第2項の規定により作業環境測定を行う作業場であって厚生労働省令で定めるもの
- (3) 労働安全衛生法第65条の3第3項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場

令和8年6月17日 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(以下「整備政令」という。)が公布

令和8年6月18日 省令案要綱、労働政策審議会が答申

安衛法及び作環法の一部改正施行に伴う以下の省令案要綱を「妥当」とすることを労働政策審議会が答申した。

- ・労働安全衛生規則の一部改正(第42条の5関係、第42条の6関係)
- ・有機溶剤中毒予防規則の一部改正(第28条の3の2関係)
- ・鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則及び粉じん障害予防規則について、有機溶剤中毒予防規則の一部改正(第28条の3の2関係)に準じた改正
- ・作業環境測定法施行規則の改正(第1条の2、3関係、第3条の2関係、第3条関係、第3条の3関係、第3条の4関係、第3条の5関係、第5条及び第5条の2の2関係、第6条関係、第51条の10～第51条の25関係、様式関係)等

令和8年7月29日 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(以下「整備省令」という。)及び作業環境測定法施行規則第5条の2の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(「OH告示」という。)が公布又は告示

整備政令において、指定作業場を定め、整備省令において、指定作業場について行う作業環境測定の実施者の要件等を規定するとともに、改正法の施行に伴い令和6年改正省令を廃止することに伴う所要の改正等が行われた。

令和8年7月30日 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の施行等について(施行通達 基発0730第2号)

(本通達をもって、令和6年4月4日付け基発0404第2号「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」は廃止された。

令和8年8月7日 サンプル補助者講習規程(厚生労働省告示第293号)

改正後の作業環境測定法施行規則第51条の12第1項第2号の規定に基づき、サンプル補助者講習規程が定められ、告示された。

関西労働衛生技術センターでは、サンプル補助者講習を令和8年11月26日(木)に実施します。→P13をご参照下さい。

令和8年8月21日 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示(以下「整備告示」という。)

作業環境測定基準について所要の改正により、安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定による個人ばく露測定等に係る測定方法等の整備が行われた。また、作業環境測定規程において個人ばく露測定に係る講習科目等が追加された。

令和8年8月21日 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行について(個人ばく露測定等関係)(施行通達 基発0821第2号)